

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3158号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



鶴の舞橋 夜明けの風景 (青森県鶴田町)

もくじ

- 随 想
- フォーラム
- 政 策
- 活 動
- 活 動

● 新型「コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施」に関する国との意見交換会に
荒木会長が出席……………(2)

● 新型「コロナウイルスワクチン」の円滑な接種に関する緊急要望を実施……………(5)

● 間伐等特措法の改正について 林野庁整備課造林間伐対策室……………(7)

● 「文化とこころがふれあいまち」
映画『未来へのかたち』から「愛媛県砥部町」……………(11)

● 富山県入善町長 笹島 春人……………(16)

コラム

プランの構想と振り返り

福島大学教授 生源寺 眞一

「ごく短時間に圧縮されていたが、入学式を行つてよかった。新入生にとつて、同級の仲間と顔を合わせることが何より大切だ。よかったと思う。そんな若者に対して祝意とともに歓迎の挨拶を述べる。これが食農学類長としての務めである。今年は、充実した学生生活を送るために必要なのは、自分なりのプランを構想してみることだと申し上げた。それも日単位や週単位だけでなく、1学期あるいは1年といった中長期のプランを考えてみようと呼びかけた。

さらに付け加えた。月日の経過した時点で、プランを振り返ってみる。おそらく計画通りに進まなかった面もあるだろう。見通しが甘かったことで、練り直しを余儀なくされる場合もあるに違いない。逆に十分に余裕があった、一段高い水準のプランに転換することもあるはずだ。まさに日々育ちゆく若者にとつて、プランの構想と見直しは自身の成長の軌跡でもある。

新入生を前に事前に想定していたとおり話を進めたのだが、準備の段階では関連した

別の話題も頭に浮かんでいた。それは「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増」という目標である。「農林水産業・地域の活力創造プラン」が掲げているから、政府のプランだと言ってよい。農業・農村に深く関わる食農学類では、新入生も興味を持つかもしれない。けれども、若者にプランの構想と振り返りの大切さを強調する話とは、うまくつながりそうもない。「農業・農村全体の所得」という表現は漠然としているし、10年で倍増も大風呂敷以外の何物でもない。これではまともなプランとは言えない。活力創造プランの決定は2013年だったから、すでに7年が経過したが、振り返って実績を検証するといった話は聞かえてこない。

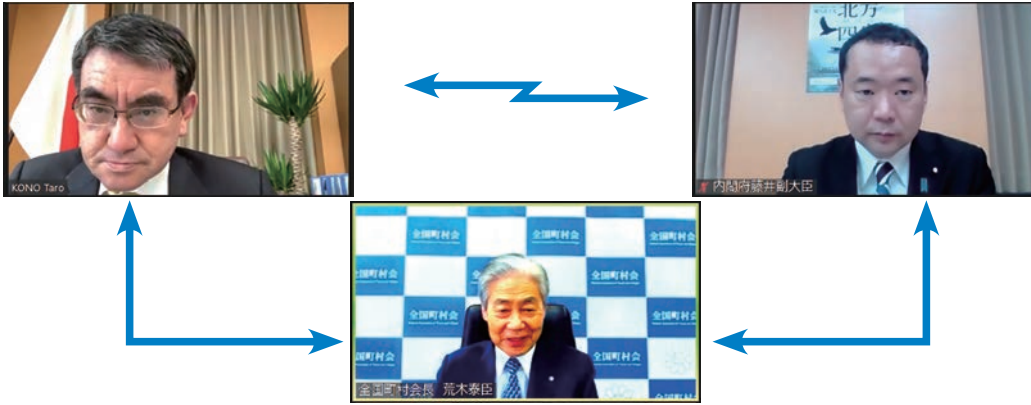
こんなプランではだめですよ。反面教師として紹介することも考えられないではない。しかしながら、祝意を伝える場にはふさわしくない。話すことはやめた。けれども、農政の講義の話題としては取り上げてみよう。農業・農村の現場との距離感を伝えることになるだろう。

写真キャプション

鶴の舞橋は1994年7月、岩木山の雄大な山影を湖面に美しく映す津軽富士見湖に日本一長い三連太鼓橋「鶴の舞橋」として架けられた。全長300mもの三連太鼓橋はぬくもりを感じさせるような優しいアーチをしており、鶴と国際交流の里・鶴田町のシンボルとして多くの人々に愛されている。

全国町村会

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施
に関する国との意見交換会に荒木会長が出席



4月14日、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施に関する河野内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルスワクチン接種担当）、藤井内閣府副大臣との意見交換会がWEB会議形式で開催され、荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）が出席した。

はじめに、河野大臣が挨拶に立ち、4月12日からの高齢者の優先接種開始について述べるとともに、「地方三団体から提言いただいたように、少しずつシステムや手順を確認していただきながら拡大し、4月26日の週にはすべての市区町村に1箱ずつワクチンを届ける。5月には毎週約1千万回分のワクチンがファイザーから供給されることになっているのでワクチンの供給はボトルネックにはならないのではないが、接種スピードにに応じてワクチンを供給できるのではないかと考えている。ファイザーとの交渉で6月末までには高齢者に2回接種に必要なワクチンを供給できることになっているので、自治体の接種体制に関する必要なサポートをしていく」と述べた。そし

て、接種券を一斉に発送した自治体に対し、「予約が取れなかったり、コールセンターに繋がらなかったりというようなことが起きている」とし、自治体の実情に応じて、年齢別・地域別に段階的に接種券を出す等の工夫で、予約の段階で混乱が生じないよう求めた。また、高齢者の接種数については、「ワクチンの接種記録システムに入力された実績を公表していく。市町村別には出さず、全国一律、都道府県ごとにまとめて出ていきたい。できれば、接種の都度入力していただくか、次の日の午前までに確実に入力していただけたらと思っている。GWに接種を実施する町村もあるようなので、間に合うように供給したい」と述べた。さらに、4月26日～5月9日の間に全

国から7、000箱を超える要望をいただいているとしたうえで、「この2週間の配送可能量が4、000箱しかないので、高齢者人口等で傾斜配分させていただくが、5月10日からは1日に約1、600箱ずつ配送できるようにするので、9日までには配送できないものについてもなるべく早い段階で供給したい」との発言があった。最後に、「ワクチンの予約をしたが来られない方がいて余った場合には、接種会場のまだ接種していない医療従事者の方に打ったり、接種券を持つている高齢者で順番待ちをしていたり、自治体ごとに柔軟に進めていただきたい。人口の小さいところはワクチンが余るところもあると思うので、近隣の自治体と融通して接種を進めていただいてかまわないのでよろしくお願したい」と述べた。

次に、本会の荒木会長が挨拶に立ち、まん延防止等重点措置の対象地域が大阪・兵庫・宮城に加え、東京・京都・沖縄の関係自治体に拡大する中で、今週月曜日から高齢者向けワクチン接種が始まったことに関し、「町村の接種開始はまだわずかであるが、すべての市区町村に1箱届く26日の週からは順次ワクチン接種が

活 動

開始される見込みである」とし、ワクチンの総量確保の目途がついたという河野大臣の発言に期待を寄せた。また、ワクチン接種が始まり、高齢者の接種風景等がテレビでも放送されていることに触れ、「これから接種が本格化してくると、ワクチンの安全性や効果、副反応などについての国民の理解を深め、ワクチン接種の不安解消を図っていくことも同時並行して大変重要である」としたうえで、ワクチンの有効性も含めたわかりやすい広報について、政府自らの取組とともに、自治体広報やかかりつけ医等の医療機関へのサポートを求めることも、「私ども町村は、実施主体としての役割を果

たすため、ワクチン接種体制をしっかりと整え、住民の方々に円滑な接種が実施できるよう責任を持って取り組んでいく」と述べた。

続いて意見交換が行われ、荒木会長ははじめに、医師・看護師の確保について、「全国町村会としても申し上げてきたが、中山間地域や離島等の条件不利



▲会議に出席する荒木会長

地域においては医師や看護師等の医療従事者が従前から不足しているため、町村にとってワクチン接種にあたる医師や看護師の確保は最も大きな課題のひとつである」と述べる。ともに、「元来、数少ない医療従事者がぎりぎりの状態で地域医療を守っている中で通常診療に加えてワクチン接種を行うことは、医師や看護師にとって相当な負担になる。特に、集団接種ではワクチンの供給時期や供給量が当初の予定から変更になった場合、接種会場、接種可能な人数を含め、すべてのスケジュールを再度調整し直す必要があるため、今度は医師・看護師が確保できなくなる」といった懸念は、条件不利地域

をはじめ多くの町村が不安に感じている。厚生労働省の所管とも関わるが、我々町村としても、引き続き、都道府県や郡医師会等と緊密に連携しながら医師・看護師確保に努める」としたうえで、国に対しても、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うなどの支援を要請した。

次に、ワクチンの供給時期と供給量に関する情報の提供について、「町村部においては医師・看護師不足が深刻であるため、ワクチンの供給時期と供給量に関する正確かつ迅速な情報の提供が何よりも重要である」と強調し、「ワクチンの供給時期についても、週単位のスケジュールは示されているが、週の前半と後半とでは接種体制の日程が大きく異なってくるため、医師・看護師を確保し確実に接種を開始するには、何月何日どの程度供給されるのかといった具体的な情報が必要である」との現場の声を伝え、ワクチンの供給時期や供給量に関する具体的な情報の正確かつ迅速な提供を求めた。関連して、「地域によっては医療従事者への優先接種がまだ完了していない状況の中で、高齢者接種が始まると、町村現場でいろいろと混乱が生じる恐れがある」と懸念を示

し、医療従事者分のワクチンについても早急な供給を要請した。

そのほか、「国から提供されるワクチン接種についての情報が五月雨式に次々に通知されており、現場では重い責任とともに、そのフォローに追われている」とし、「情報のポイント等を受け手の側に立って整理していただくなど、前後の情報について混乱が生じないよう、より一層の工夫をこらしていただきたい」と述べた。

荒木会長の意見を受け、河野大臣は、医療従事者分のワクチンについて、「各都道府県に配送して、それぞれで分配することになっているので、実際にワクチン接種にあたる医療従事者に優先的に接種するよう各都道府県に要請しているところである」とし、「3月末までに各都道府県に送り出したワクチンが、4月13日までに全国で約6〜7割の接種が完了しているので、おそろぐぐこも3割程度は在庫になっている。ワクチン接種にあたる医師・看護師の人数分を分配し接種するよう、都道府県と調整いたしたい。鳥取県などは実際に高齢者の接種にあたる医師・看護師への接種は終えたと聞いているので、都道府県と町村で打ち

始めにあたっての具体的な交渉をしてほしい」と述べた。また、「高齢者向けに送り出すワクチンも、これを医療従事者に使っていたとしてもかまわない。高齢者向けと医療従事者向けということでも2つに分けて送り出しているが、同じワクチンなのでその中でその日や翌週に接種にあたる医者・看護師に打つということも問題ない」とし、都道府県と調整のうえで、自治体の柔軟な対応を求めた。

次に、「ワクチン供給の具体的な情報を自治体にお知らせをすることが一番重要である」との理解を示したうえで、「今の配送システムだけではなかなか難しく、いつ配送可能かという情報が4〜5日前にならないとわからず、予約も取れない状況なので、この問題については我々も最重要として考えており、なるべく早い日数でお届けの数と日付をお知らせできるような仕組みを考えていきたい」と述べた。

さらに、「高齢者接種における医師・看護師の確保について、「看護師の労働者派遣を使ってもなお確保ができず、困っている町村があるならば、早急に情報提供いただければ、個別にお手伝いできないか考えたい」と応えた。

河野大臣の意見を受け、荒木会長は、「医療従事者のワクチン接種を最優先にし、クラスターが発生しやすい老人福祉施設等に接種を進めていきたい。また、ワクチン供給に関する情報をしっかりと整理をしていただいて、しっかりとそれを受け止めながら進める」とし、医師や看護師が不足している点については、「本会としても各都道府県の事務局を通して情報収集をしてお伝えするので、その際はよろしくお願いしたい」と応えた。そして、「ワクチン接種はコロナの収束を目指す国家プロジェクトであるので、私たちも精いっぱい努力をしながら一緒に頑張って取り組んでいきたい」と述べた。

最後に、河野大臣は、自治体の職員の方々、町村長に対し、謝辞を述べるとともに、「国としてもしっかりとバックアップし、何かあれば自治体との窓口役の藤井副大臣に遠慮なく言っていただき、我々としても最大限のサポートをする。そのほか、要望等にもしっかりと対応していきたい」と述べ、会議を締め括った。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

活 動

■内閣府



▲河野大臣（右）に要請する荒木会長（左）



▲藤井副大臣（右）に要請

■自由民主党



▲下村政調会長（左）に要請

全国町村会

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に関する緊急要望を実施

全国町村会は、4月28日開催の全国会議（WEB会議）に合わせ「新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に関する緊急要望」を取りまとめ、同日、荒木泰臣会

長（熊本県嘉島町長）から河野太郎内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルスワクチン接種担当）、藤井比早之内閣府副大臣、自民党の下村博文政務調査会長に対して

要請活動を行った。河野大臣に対しては、5月以降のワクチンの総量確保へのご尽力とともに、4月23日にWEB会議で行った同大臣との新型コロナウイルス

ウイルスワクチンの配分に関する意見交換の際に強く訴えた、コロナワクチンの全国的に公平な配分を改めて要請。また、荒木会長からは、地元町村等のワクチン接種の準備状況にもふれながら、当日の会議の中で、ワクチン接種に関し、「総理から日本医師会や病院団体の代表者の方々に、いろいろ大変だと思いが市町村への協力を

活 動

お願いしたいといったことをもう一度要請していただけると大変心強い」等の意見が出されたことも伝え、「医師・看護師の確保ができず、ワクチン接種の実施が困難な町村があれば情報提供させていただくのでよろしくお願いしたい」と要請した。

これを受けて、河野大臣は「ワクチンは5月以降しっかりと確保していく。ワクチンはどこかに重点配分することはせず、ニーズに応じて供給していくので心配はいらない。また、町村で接種に困っているところがあれば、我々もしっかりと対応していくので、情報を伝えてほしい」と応えた。

下村自民党政務調査会長に對しても、「現在の都市部における感染状況だけを見て一部の地域に重点配分し、地方部がそのしわ寄せを受けることのないよう、すべての地域が公平な配分を受けられるよう、対応をお願いしたい」と要請。下村政務調査会長は「ワクチンは、5月以降しっかりと確保し、6月中には高齢者に2回接種でき

る分を供給するので、都市部にも地方にも心配なく行き届くよう、どこかがしわ寄せを受けることのないよう対応する」と応えた。

また、今回の一連の要望活動において、荒木会長からは、本日の全国会議では、ワクチンがきちんと供給されることが前提だが、(菅総理が示した)7月中に希望する高齢者への2回接種を完遂できるよう取り組もうと、47都道府県町村会長と課題を共有したことを伝え、町村現場に対する支援と協力を要請した。

※菅総理は、4月30日、日本医師会会長、日本看護協会会長と面談し、自治体が必要とする接種体制の確保に向け、協力を要請した。

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に関する緊急要望

現在、新型コロナウイルス感染症は、変異株の急速な拡大とともに、全国的に再び、感染が急拡大を続けている。

全国各地の「まん延防止等重点措置」及び再度の4都府県「緊急事態宣言」が行われる中において、国と地方自治体、事業者、国民が心をひとつにして、何としても全国的な感染拡大を阻止し、収束に向けた道筋をつけなくてはならない。

国においては、現在、ワクチンの総量確保に大変なご尽力をいただいております。我々町村も、今後のワクチン配分・接種に向けて鋭意準備を進めているところであるが、このような中、感染が急拡大している首都圏など都市自治体の一部等からワクチンを重点的に配分することを求めようとする動きがみられる。

急速に広がる変異株の感染力の強さ、重症化の実態とともに、現在進行する感染の状況を鑑みるならば、中山間地や離島等の条件不利地域をはじめ医療資源の脆弱な地方部において、ひとたび院内感

染やクラスター等が発生すれば、医療体制が崩壊し、瞬く間に地域全体が危機的な状況に陥る可能性は極めて高い。

ワクチン接種の基本原則は、すべての国民の安全・安心を第一に、あまねく日本全国において感染の収束を図るために進められることである。

国においては、現在の都市部における感染状況だけを見て一部の地域に重点配分し、地方部がそのしわ寄せを受けることのないよう、日本全体すべての地域に公平な配分をしていただくよう要望する。

我々町村は、住民の命と健康を守り、安全・安心な暮らしを一日も早く取り戻すため、感染防止対策に懸命に取り組んでいるところであるが、高齢者への優先接種から始まったワクチン接種においても、医療資源が乏しい中において、国及び都道府県のご支援等もいただきながら、円滑な接種を進めるために全力で取り組んでいく決意である。

令和3年4月28日

全国町村会長

荒木 泰臣

政 策

間伐等特措法の改正について

林野庁整備課造林間伐対策室

1 はじめに

令和3年3月26日、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）」の一部を改正する法律」が成立し、4月1日に施行された。今回の改正では、パリ協定下における森林吸収量の確保に向けて、これまでの間伐・造林に対する支援措置を延長するとともに、成長に優れた苗木を用いた再造林を促進する仕組みを新設した。本稿では、間伐等特措法の内容やこれまでの経緯を振り返りつつ、今回の改正の内容をご紹介したい。

2 間伐等特措法の制定（平成20年）～京都議定書第一約束期間～

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）は、京都議定書の第一約束期間の開始年である平成20（2008）年、森林吸収目標3・8%を確保していくことを目的に制定された。

法律の内容は、間伐や造林（間伐等）の実施箇所等をリストアップした特定間伐等促進計画（特間計画）を市町村が作成し、これに基づき間伐等について、森林整備事業の都道府県等の負担分に起債特例・特別交

付税を措置するとともに、国から市町村に交付金（美しい森林づくり基金整備交付金）を直接交付するとい

うものである。森林所有者や林業事業者にとつては、予定している間伐等が特間計画に盛り込まれることにより、この交付金の活用のほか、森林整備事業の活用が可能となるこ

とが大きなメリットとなっている。特間計画の町村での策定実績は、1千ha以上の民有人工林を有する518町村のうち、462町村（策定率89%）となっている。

また、地方財政法上、森林整備事業（林道整備を除く。）に要する経費は、地方債の起債対象に含まれていないが、本法の特例により、一定の範囲内で起債が可能となっている。具体的には、森林整備事業の地

森林整備事業の地方負担分が起債特例の対象



・ 地方財政法上、森林整備事業（造林・間伐等）は地方債の起債が認められていない
↓
・ 本法の特例により起債が可能

任意上乗せ補助（都道府県、市町村）

- ・ 一般補助施設整備等事業債（充当率100%※）
- ・ 元利償還金の30%に対し後年度に特別交付税措置

※1 特定間伐等促進計画に位置付けられている森林整備事業の地方負担分であって、従来の間伐等の水準を超えて追加的に実施するものの経費が対象
※2 日本政策金融公庫資金貸付金及び沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の対象となる県有林や市町村有林などの整備に要する経費は、本特例措置の対象外

図1 起債特例のスキーム

政 策

図2 交付金の活用事例

<美しい森林づくり基盤整備交付金活用事例>

奈良県川上村

川上村では、吉野林業の特徴である「密植・多間伐・長伐期」施策を実施しており、100年生以上の人工林が村内人工林の1/3強を占めています。このため、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、きめ細かな高齢級間伐を支援しています。



間伐実施箇所(100年生林分)

愛媛県久万高原町

久万高原町では、県内でも特に林業が盛んな地域で、多数の自伐林家による小規模な間伐等の森林施策が各地で行われています。このため、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、小規模・零細な自伐林家による森林整備を支援しています。



間伐実施箇所

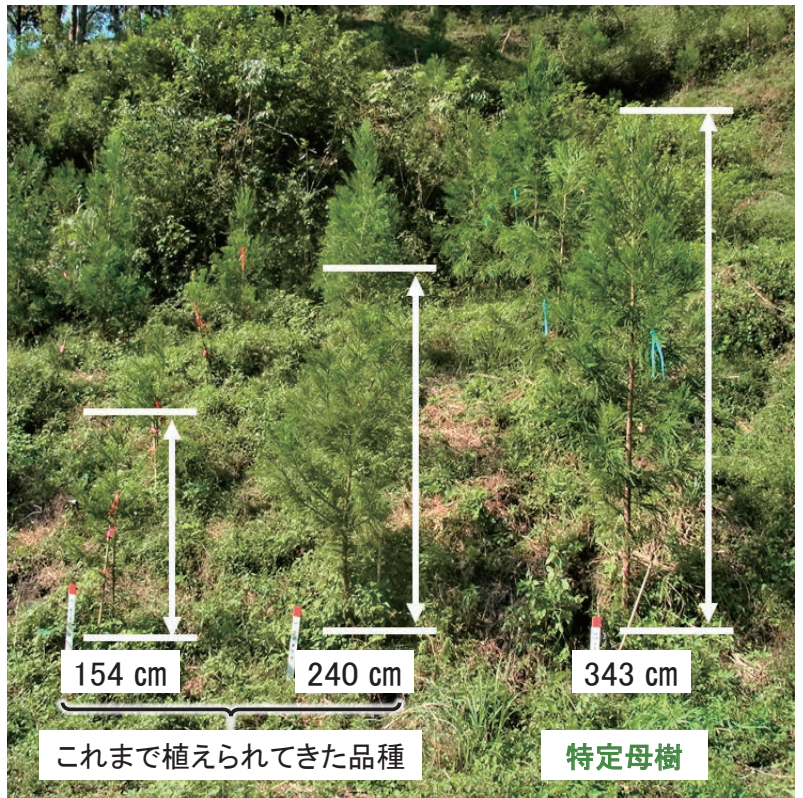
元年度には、森林整備事業の都道府県負担額165億円のうち、16道県で44億円が起債されているが、町村

での利用は低調で、3町で5千万円の起債にとどまっている。美しい森林づくり基盤整備交付金は、地域の実情に配慮して、通常の森林整備メニューにとられないきめ細かな支援を行うもので、高齢級間伐や路網の整備等に活用されており、令和元年度は73町村に5・4億円が交付されている。

3 間伐等特措法の改正・延長(平成25年) 京都議定書第二約束期間

間伐等特措法は、京都議定書の第二約束期間が始まる平成25(2013)年5月に、8年間延長されるとともに、この際、特定母樹の増殖に関する新たな措置が盛り込まれた。

この措置は、国立研究開発法人林木育種センターが古くから進めてきた第二世代精英樹(エリートツリー)の選抜が進んできたことを背景に、特に成長に優れたこれらの品種の種苗を造林に用いることで、将来の森林吸収量を確保することを目的に設けられたものである。



※国立研究開発法人森林研究・整備機構

図3 特定母樹の成長

具体的には、従来品種に比べて1.5倍以上の成長、花粉の量が半分以下といった基準を満たすものを、農林水産大臣が「特定母樹」として指定した上で、その特定母樹を増殖して採種園・採種園を整備しようとする民間事業者が「特定増殖事業計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けると、林木育種センターから特定母樹の原種の苗木・穂木の配布やその育成に関する技術指導を受けること

4 パリ協定への対応

京都議定書第二約束期間終了後の地球温暖化対策については、平成28(2016)年11月、途上国を含む全ての国が参加する法的な枠組であるパリ協定が発効した。

我が国は、パリ協定下での温室効果ガスの削減目標として、地球温暖化対策計画(平成28年閣議決定)に

政 策

において、令和12（2030）年度の排出量を2013年度比で26%削減すること、このうち2%相当を森林吸収量で確保することとした。

また、2050年に向けて、温室効果ガスの排出を80%削減するとしていたが、昨年の臨時国会での菅総理所信において2050年カーボンニュートラルを目指すことが表明されたところであり、現在、政府内において地球温暖化対策計画の見直しなどの作業が進められている。

5 再造林の推進と特定苗木の活用

我が国の森林は、人工林の高齢級化に伴い、単位面積あたりの森林吸収量が減少傾向で推移していることに加え、主伐後の再造林が3〜4割にとどまっており、成長量の大きな若齢林への更新が適切に図られていない状況にある。このため、中長期的な森林吸収量を確保していくためには、主伐後の再造林を着実に実施していくことが必要である。

再造林を行う上で必要となる苗木については、平成25年の間伐等特措法の改正時に措置した特定母樹の増殖がこの8年間で進展し、北海道と九州においては特定母樹から育成された苗木（特定苗木）の出荷も始まっ

ている。ただし、苗木全体に占める特定苗木の割合は、約4%程度（令和元年度）となっており、今後、特定母樹の増殖や特定苗木の生産を加速化させても、令和12年度の特定苗木の割合は最大3割程度と見込んでいる。このように、当面は全ての再造林で特定苗木を用いることはできないため、森林吸収量の最大化を図るためには、数量が限られるこの特定苗木をその性能を十分に発揮しうる好条件の場所に優先的に植えていくことが必要である。

また、特定苗木は、従来の苗木より成長が優れるため、植栽木の樹高が下草より高くなるまでの期間が短くなり、下刈り回数削減が見込まれること、低密度での植栽や伐採するまでの期間の短縮も期待されることなど、植栽や保育の費用削減も可能となることから、林業面での大きなメリットも期待されている。

6 今回の改正概要

このようなパリ協定への対応や主伐後の再造林の推進等の観点から、各種の特例措置が令和2年度限りで期限を迎えることとなっていた間伐等特措法について、今般、次の通り改正を行った。

図4 特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ



①現行の支援措置の延長

・都道府県知事は、自然的社会的条件が良い森林を特定植栽促進区域に指定し、この区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする者が作成する特定植栽事業計画を認定する

7 改正法の施行

特定植栽事業計画の作成者が、無利子の資金である林業・木材産業改善資金を借りる際の償還期間を延長する事業計画に基づく植栽等が、特開計画に位置付けられたものとみなすことにより、交付金や起債特例等の対象とする

パリ協定下における森林吸収量を確保していくためには、間伐等特措法に基づく間伐等や特定母樹の増殖の取組を全国の現場で速やかに開始する必要がある。このため、改正法施行直後の4月6日には国の基本指針を告示したところであり、今般、4月中を目標に各都

政 策

道府県が基本方針を策定すること
なっている。各町村においては、そ
れに続く形で早期に特箇計画を策定
し、起債特例や交付金を積極的に利
用して計画に基づく間伐等を着実に
進めていくことが期待される。

特に間伐等特措法に基づく起債特
例は、森林整備事業も起債対象に含
む過疎対策事業債(ソフト分)とは
異なり、起債額に特段の上限を設け
ていない点特徴となっている。森
林整備事業により町村の林業事業体
が間伐や造林等を実施する際には、必
要に応じ、起債特例の活用による町村
の上乗せ補助を(検討)いただきたい。

一方、近年、間伐対象地の奥地化
等による間伐コストの増大や森林所
有者が経営意欲を持てずにいること
などが原因となって、所有者の自発
的な取組を支援する森林整備事業だ
けでは整備が十分には進まない森林
も発生している。このため、平成30
年に森林経営管理法を制定し、所有
者による手入れが行われていない条
件不利地の森林等について、森林環
境譲与税も活用して、市町村などが
経営管理の委託を受け間伐等を推進
する制度を設けたところであり、既
に多数の町村において取組を進めて
いただいているところである。

森林の状況や森林所有者の意向等

により、間伐等特措法に基づく間伐
や造林への支援と、森林経営管理制
度に基づく取組とを組み合わせ、効
果的・効率的に森林の整備を進めて
いくことが望まれる。

8 おわりに

森林吸収源対策の観点のもとよ
り、森林の公益的機能の十全な発揮
を図っていくためには、間伐を適時
適切に行うとともに、主伐後の再造
林などの森林整備を着実に実施して
いく必要がある。林野庁においては、
間伐等特措法に基づく特定間伐等の
措置をはじめとして、間伐や再造林
等が着実に進むよう、取組を進めて
いくこととしている。

全国町村会をはじめ、関係町村の
皆様におかれては、森林吸収量目標
の達成、さらにはカーボンニュート
ラルの実現に向けた間伐・造林の推
進について、引き続きのご理解・ご
協力をお願いしたい。

(担当課)

林野庁森林整備部整備課

造林間伐対策室

(連絡先) 03-3591-5809

令和3年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

全国的に共通性のある政策法務に
焦点を当て、そのポイントを解説す
る「法務特別セミナー」を全国7か
所で、また、各地域の課題解決に役
立つ政策法務に焦点を当て、個別の
条例や判例を分かりやすく解説する
「法務実務研究セミナー」を全国4
か所で開催します。
自治体法務に精通した講師によ
る、市区町村の職員、議員の皆様の
法務能力の向上に役立つ実践的な講
義内容となっています。

◆日程及び会場

【法務特別セミナー】

※セミナーの時間は、10時～16時45分

7月1日(木)～7月2日(金)

京都市：京都府立総合福祉会館

ハートピア京都

7月12日(月)～7月13日(火)

大分市：大分県庁新館

7月15日(木)～7月16日(金)

兵庫県芦屋市：芦屋市役所本庁舎
東館

7月26日(月)～7月27日(火)

福井県坂井市：福井県自治研修所

8月5日(木)～8月6日(金)

松山市：愛媛県中予地方局

10月4日(月)～10月5日(火)

東京都千代田区：全国都市会館

(配信あり)

11月1日(月)～11月2日(火)

さいたま市：埼玉教育会館
(配信あり)

※東京及びさいたま会場は、ライブ
配信及び見逃し配信(2週間)を
実施します。

【法務実務研究セミナー】

7月7日(水)～7月8日(木)

佐賀市：佐賀県庁新館

7月19日(月)～7月20日(火)

盛岡市：岩手教育会館

7月29日(木)～7月30日(金)

松江市：公立学校共済組合松江福
泊所サンラボ一むらぐも

令和4年

1月17日(月)～1月18日(火)

さいたま市：埼玉教育会館

◆受講料(教材費・税込)

賛助会員2,000円

非賛助会員4,000円

◆お申込専用フォーム

https://krs.bz/nlg/m/nlg-
seminar

◆問合せ先

一般財団法人地方自治研究機構
研修部

電話：03-15148-10662

E-mail: koshu@rilg.or.jp

◆その他

詳細は、機構HP <http://www.rilg.or.jp/hdocs/003.html> を

参照ください。

フォーラム

現地レポート 町村独自のまちづくり



未来へのかたち

伊藤淳史 内山理名 吉岡秀隆 橋爪功
 桜田ひより 飯島寛騎 宮川一朗太 川野太郎 六平直政 大塚寧々
(原簿 長谷川裕見子)
 忽那智俊 土原俊一 兵頭勇 高島佑佳 滝巻織 三谷麟太郎 山口大幹 小川隆市 剛州

監督・脚本・編集：大森研一
 音楽：清塚信也 主題歌：「未来へのかたち」HAN-KUN from 湘南乃風



焼き物で巨大な聖火台をつくる、家族の再生物語

「文化とこころがふれあうまち」
 映画『未来へのかたち』から

愛媛県

砥部町
とべ ちよう



砥部町の概要

砥部町は、愛媛県のほぼ中央に位置し、香り高い文化と歴史が息づく人口2万人ほどの町です。

平成17年1月1日、「砥部町」と「広田村」が合併し、新「砥部町」が誕生しました。

両町村は、住民の生活圏や文化圏などにおいても一体性の強い地域で、農業などの産業面も共通し、教育文化・スポーツなどの地域間交流も盛んに行われていました。

砥部焼の原料となる陶石は、旧広田村で採掘されていて、この砥部焼を通じて古くから交流がありました。

総面積は101.59km²で、北部は、重信川を隔てて松山市に接しており、この重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れ、南北に細長く、県都松山市のベッドタウンとして発展しました。また、

フォーラム



▲砥部町全景

江戸時代以降240余年の歴史を持つ国の伝統的工芸品「砥部焼」(県の無形文化財)の産地として名をなし、砥部焼をもとめて多くの方にお越しいただいています。

さらに、「とべ動物園」、「えひめこども城」、「愛媛県総合運動公園」の県の3施設が隣接する砥部エリアの森がTOBE MORIと名付けられ、今年3月13日、四国最大級のシツプラインが開通し、新しいアドベンチャーゾーンとして注目されています。

農業では、温暖な気候とあいまって、みかんを中心とした柑橘の生産が盛んです。

南部は、南に向かうにつれ標高が高くなり、高峰に囲まれ起伏にとんで、豊かな森林資源や自然景観が美しい山

間地域です。中央を走る玉谷川の流れがつくり出した仙波深谷や、伊予の西石鎧とも呼ばれる権現山などの景勝地があり、初夏には川沿いで天然のホタルが乱舞し、幻想的な世界を楽しむことができます。

また、自然条件を活かした高冷地野菜や自然薯の栽培が盛んです。



▲砥部焼

さて、砥部焼とは、砥部町を中心につくられている陶磁器のことで、この焼き物の里・砥部には100軒ほどの窯元が点在しています。

江戸時代この地の陶工は、砥石くずを原料に器をつくり、豊富な松の木を燃料に登窯で砥部焼を焼いています。約240年余りたった今も、その歴史と伝統は活かされています。

砥部焼の魅力

松山市から国道33号線を南に、重信大橋を渡り砥部町に入ると、国道の中央分離帯に沢山の砥部焼ミニユメントが設置されています。訪れた人はこの光景に、焼き物の町を実感することができます。

やや厚手の白磁に「呉須」と呼ばれる薄い藍色の手描きが特徴となっており、花器や食器が多く存在します。ほとんどが手作りにて成形され、窯元それぞれに个性的で、伝統を守り深めた作品もあれば、新しい表現を模索した作品もあります。その魅力としては、丸みをおびてぼつりしたフォルムとシンプルで飽きのこない文様です。何よりも磁器でありながら素朴で丈夫であることから、使い勝手が良く、普段使いの器として愛されてきました。

現在この砥部焼は、国の伝統的工芸品として、白磁、染付、青磁、天目(鉄釉)の4種類が指定されており、併せて国の伝統工芸士に窯元12人が認定されています。また、愛媛県の無形文化財に指定され、現在、3人が制作技術保持者に認定されています。

砥部焼の継承 - 砥部焼陶芸塾 -

砥部焼の技と文化を継承し、新しい砥部焼の造形・デザインを創造できる人材を育成しようとして、平成14年に愛媛県が実施した「えひめ陶芸塾」を本町が引き継ぎ、「砥部焼陶芸塾」として開講しています。

プロの陶芸家を目指す人、また、プロの陶芸家で、知識・技術力の向上を目指す人を対象とした講座です。

現在、13期生6人が入塾し毎日真剣に砥部焼と向き合っています。

この事業は、着実に成果を上げており、これまでの卒業生は、56人います。その中で42人が砥部焼業界で従事しており、その中で窯を開いて開業した人が17人と、砥部焼製造の技術が着実に若い世代へ引き継がれ、それぞれの窯元の個性を活かした、使う人のニーズに合った焼き物が生産されています。

「とべりて」の結成

「とべりて」とは、「とべやきのつくりて」から名付けられました。

平成25年、この砥部焼陶芸塾の卒業生や窯元従事者など、女性7人で砥部焼業界や地域を活性化したいとの思いで結成されました。女性の感性を活かして、砥部焼の魅力発信の広告塔となり、イベントへの参加やメディアへの



▲伊予灘ものがたりイベント



▲「とべりて」の7人

フォーラム



▲町民ミュージカル公演

出演など新しいことにもチャレンジしています。

平成29年夏、砥部町民ミュージカル『シンパシーライジング』から映画『未来へのかたち』へ



▲秋の砥部焼まつり

カル『シンパシーライジング』の映画化が進められます。早速、「とべりて」を含む砥部焼の関係者、商工会、観光協会等で映画実行委員会が立ち上がり、映画『未来へのかたち』の制作へと動き始めます。

窯元の父・竜見の技術が必要だった。そんな折、竜青の兄・竜哉が10年、ふりに町へ戻ってきて、「母の死」にまつわる父子の因縁が再燃する。伊藤淳史が主演を務め、妻・幸子を内山理名、亡き母・典子を大塚寧々、兄・竜哉を吉岡秀隆、父・竜見を橋爪功が演じる。監督・脚本は砥部町出身の大森研一。さらに、主題歌「未来へのかたち」を湘南乃風のHANKUN、音楽をピアニストの清塚信也が担当し、一流アーティストたちが家族の再生物語を彩っています。



▲紅まどんな

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集团協約を締結し、実施しているものです。
●集团協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)



▲町花「梅」

いつ封切られるか分からなくなってしまうまい。関係者も不安でいっぱいでしたが、徐々に映画館も開館し始め、この夏の東京オリンピック・パラリンピック開催前の5月7日に全国一斉公開が決定しました。

映画を通して、家族の絆や伝統をなく大切さが感じられ、こころ温まる映画になっています。(もう一度)5月7日全国一斉公開です。ぜひご覧ください。

町民主役の町づくり

砥部町にとって砥部焼は、先人から受け継いだ伝統文化であり主要な産業となっています。そして今では重要な観光資源ともなっています。

そんな砥部町を舞台に制作された映画『未来へのかたち』は、素朴な街並

▲砥部焼の聖火台



みや焼き物に関わる人を含めた砥部焼の魅力を存分に感じていただけたと思います。

また、映画制作の過程では、裏で繰り広げられたもう一つの『未来へのかたち』がありました。それは、気概を持って本物の砥部焼の聖火台を製作した窯元の人々、ロケ班に手作りの温かい食事をふるまってくれた各団体や飲食店の人々、献身的な地元ならではのサポートがありました。コロナ禍で人の繋がりが薄れる中ですが、映画をつくり上映するという目標に向けて多くの住民が関わり、繋がりを合えたことは大きな成果でした。

今後は、この映画を通じて発見した砥部の魅力を発信し、町民のみならず自ら『未来へのかたち』を描き、実現できるような、住民のみならずが主役になれる町づくりを進めてまいりたいと思います。

砥部町長 佐川 秀紀

令和3年度『『Society5.0時代の地方』セミナー』の開催

～ Society5.0とは？ 情報政策担当職員以外の各行政部門の職員を対象とした実践的セミナー～

「Society5.0時代」を迎え、自治体における革新的技術(5G、AI・RPA、センサー、ドローン等)の導入による地域課題の解決に向け、自治体関係者のICTリテラシー(情報処理・情報通信における技術・産業・設備・サービスなどを使いこなす能力)の向上を図るため、各行政分野における革新的技術の活用方法、先進自治体の推進体制等について、情報政策担当職員以外の各行政部門の職員を対象としたセミナーを全国4か所で実施します。《総務省との共同事業》

東京都千代田区・全国都市会館
10月28日(木)
仙台市・ホテル白萩
11月5日(金)

京都市・京都テルサ
11月12日(金)
福岡市・福岡県中小企業振興センター

※セミナーの時間は、10時～17時
※「東京会場」は、後日(福岡会場終了後に)オンデマンド配信(2週間)を実施します。

◆受講料 無料
◆お申込専用フォーム <https://krs.bz/riig/m/riig-seminar2>
◆問合せ先 一般財団法人地方自治研究機構 研修部
電話 03-15148-10662
E-mail: koshu@riig.or.jp

◆内容 「Society5.0時代の地方とは」・有識者による総括的な講演／「支援施策・取組や先進自治体の事例紹介」・総務省職員による講義／「革新的技術のデモンストラション」・革新的技術を開発した民間企業等による技術の紹介など

◆日程及び会場 10月22日(金)

◆その他 詳細は、機構HP <http://www.riig.or.jp/hidocs/003.html> を参照ください。

情 報

令和3年度「世界情勢からわがまちの未来をつくる ～トップマネジャーの方のために～」のご案内

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、全国の市区町村長、副市区町村長、市区町村議会議員及び幹部級職員の皆様を対象に研修・セミナーを開催しております。

世界情勢をしっかりと見極め、変化に負けない特色あるまちづくりをしていくために、各分野でご活躍の先生方をお招きし、新型コロナウイルス感染拡大により大きく変化する世界情勢の動向を踏まえて、どのように自治体の施策に取り組み、地域の活性化に繋げていくのか考えます。

日 程

令和3年7月5日(月)～6日(火)

会 場

全国市町村国際文化研修所

(JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分)



講 演

7/5 「アフターコロナ・ウィズコロナ時代の世界と日本」

京都精華大学 学長 ウスビ・サコ 氏

「歴史から学ぶ疫病とのつきあい方」

東京大学史料編纂所 教授 本郷 和人 氏

7/6 「コロナ禍における世界経済の動向と自治体への影響」

大阪経済大学経済学部 教授(前日本銀行国際局長) 福本 智之 氏

「グリーンリカバリーから考える自治体の未来」

UNEP(国連環境計画) 金融イニシアティブ特別顧問/自然エネルギー財団代表理事副理事長
WWF(公益財団法人世界自然保護基金) ジャパン代表理事会長/気候変動イニシアティブ(JCI) 代表
末吉 竹二郎 氏

受講料

6,900円(1日のみの受講や宿泊されない場合も同額となります)

定 員

30人(定員を大幅に超えた場合は、抽選をさせていただきます)

申込期限

令和3年5月24日(月)

上記の研修は、公務等のご予定に合わせて参加日程等を選択いただくことができます。

- ◎ いずれか1日のみの参加が可能です。
- ◎ JIAM宿泊室での宿泊の有無について選択いただけます。(全日程参加の場合)

※ただし、JIAM宿泊室以外の宿泊のあっせんは対応していません。

【お問い合わせ】

(公財) 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 電話(077)578-5932 FAX(077)578-5906

e-mail: kenshu@jiam.jp ホームページ <https://www.jiam.jp>

随 想

随 想

水のような好循環の町を目指して



さ さ じ ま は る ひ と
富山県入善町長 笹 島 春 人

明治16年の富山県誕生のため、当時の石川県からの分県活動に力を尽くした「分県の父」米澤紋三郎氏の出身地である入善町は、県東部を流れる一級河川黒部川が、長い年月をかけて作り上げた日本屈指の大きさと美しさを誇る黒部川扇状地に位置する水の町です。

入善町には3つの水の恵みがあります。1つ目の恵みは清浄な水です。扇状地を流れる清らかな水は、町内のあるところを整備された農業用水路を経て、町を潤し、大地の実りを私たちに与えてくれます。

農業はコシヒカリ等の水稲が主力ですが、そのほかに町を代表する特産として「入善ジャンボ西瓜」があります。ラグビーボールのような楕円形で重さは15kgから大きいものは25kgにもなる、シャリシャリとした食感と甘さを誇るこの西瓜は120年の伝統があり、夏を彩る特産品として全国に出荷されています。

2つ目の恵みは、豊富な地下水です。黒部川の水は、扇状地の地下を伏流水となって流れることで浄化され、清らかな湧水となって自噴しています。この湧水は「黒部川扇状地湧水群」として、昭和60年に環境庁から全国名水百選に選定されています。

町内のいたるところでこの名水が湧き出ることから、町には上水道はなく、人々が日常で使う水は、すべて地下水です。さらに、この豊かで清らかな地下水を求めて、飲料メーカーや電子部品、自動車関連などさまざまな企業が進出し、人々の暮らしに潤いを与えています。

3つ目の恵みは、入善沖の水深384mからくみ上げる海洋深層水です。深層水は年間を通じて低温で安定していることや、清浄性、富栄養性といった特性があり、水産業をはじめ、食品や医療、健康産業などさまざまな分野で研究・利用されています。

平成13年から取水を開始して、今年でちょうど20年を迎えますが、取水当初は試行錯誤の繰り返しでした。現在は、深層水の低温安定性を工場の冷房エネルギーに利用したパックご飯製造企業が進出し、さらにこの工場での熱交換によって加温され適温となった深層水で、牡蠣の浄化やアワビの畜養を行うなど、コストを抑えて環境に配慮した多段的な活用が実現しています。



▲緩やかな勾配が広がる黒部川扇状地

また、深層水と町の地下水を活用した陸上でのサクラマス養殖試験をはじめとしたさまざまな研究も行われるなど、河川、地下水、深層水の3つの水は、町の環境や暮らし、産業などの持続と発展に大きく寄与しています。

このように水の恵みに溢れた入善町ですが、他の自治体と同様に、人口減少という大きな課題への対策が急務となっています。

そのため、町では「ストップ人口減少」をまちづくりの基調として、「子どもを産み育てやすい環境づくりによる出生数の増」「健康寿命の延伸による人口の自然減の抑制」「イターンやUターンの促進と地域活性化による人口の社会増の推進」の3つの柱を掲げ、事業を展開しています。

代表的なものとして、結婚とそれにつながる出会いを、町をあげて支援する「それ行け！結婚プロジェクト」や、老若男女を問わず、健康な食生活の定着を図る「減塩いいね！プロジェクト」。移住希望者を検討段階から移住後までサポートする「安心移住プロジェクト」があります。

このような取組は、すぐに成果が得るものではありませんが、最近では町民の皆さんからも人口減少に対する危機感や、その克服に向けた機運の高まりを感じており、夢と笑顔があふれるまちを町民一丸となって目指すことができるものと考えています。

最後に私事ですが、私は町役場の職員として38年間奉職したのち、町議会議員を経て町長に就任しました。職員時代から、生まれ育ったこの町を少しでも前進させたい、もっとと良くしていきたいという思いで、まちづくりに取り組んできました。私のスローガン「もっといい街、住みよい入善」はこの思いを込めたものであり、これからも入善町で「暮らし」「働き」「結ばれ」「産み」「育てる」といった水のような好循環の実現を目指してまいります。